

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

令和 6 年 3 月 27 日
厚生労働省大臣官房厚生科学課

厚生労働科学研究費補助金等の配分を受ける研究代表者及び研究分担者が所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定（以下「ガイドライン」という。））の内容について遵守し、公的研究費の管理・監査体制の整備等について、その実施状況を厚生労働省へ報告していただく必要があります。

つきましては、該当の機関におかれましては、ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を期日までに、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から提出を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

1. 「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要な機関について

（1）令和 6 年度厚生労働科学研究費補助金（公募型研究）一次公募に応募する研究代表者及び研究分担者が所属する機関

【提出締切：令和 6 年 3 月 31 日】

（2）令和 6 年度厚生労働科学研究費補助金（公募型研究）二次公募に応募する研究代表者及び研究分担者が所属する機関

【提出締切：令和 6 年 5 月 2 日】

（3）令和 6 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（指定型研究）による研究を、新規に実施する研究代表者及び研究分担者が所属する機関

【提出締切：速やかに提出してください。】

（4）既に採択された課題（公募型研究及び指定型研究）による研究を、令和 6 年度においても継続して実施する研究代表者及び研究分担者が所属する機関

【提出締切：令和 6 年 3 月 31 日】

（注 1）上記いずれにおいても、研究分担者のうち、研究班の他の研究者への一括計上（研究代表者一括計上又は研究分担者一括計上）による応募/研究実施の場合は提出不要です。

（注 2）法人が研究事業を実施する場合も、チェックリストの提出が必要です。

2. チェックリストの様式及び注意事項について

（1）様式の変更

今年度よりチェックリストの様式を変更しております。昨年度までと様式が異なりますので、ご注意ください。

(2) チェックリスト作成・提出に際しての注意事項

- ・ 令和5年4月1日以降、文部科学省宛にチェックリスト（令和5年度版）を提出済みの場合は、基本情報欄のみ記入のうえ、e-Rad から提出してください。
- ・ チェックリストは、最高管理責任者及び各研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出願います（注：監事を置いていない研究機関等の場合は、監事の職務に相当する職務を果たしている者であり、例えば、内部監査室長といった者が考えられます）。

3. チェックリストのダウンロード方法及び提出方法について

チェックリストの様式ファイルのダウンロード及び作成済みのチェックリストの提出は、e-Rad から行う必要があります。このため、事前に e-Rad への研究機関の登録を済ませておくことが必要です。

未登録の場合は、e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) にアクセスし、「画面上部のメニュー一覧から「登録・手続き」-「(研究機関向け) 新規登録の方法」-「研究機関の登録申請」から、研究機関の登録を済ませてください（登録には通常2週間程度を要します）。

(1) チェックリストのダウンロード方法

- ① e-Rad ポータルサイトにアクセスし、「研究機関事務代表者」のID・パスワードでログインする。
- ② 画面上部のメニュー一覧から「報告書の提出」-「ガイドライン報告書（チェックリスト）」を選択し、「ガイドライン報告書提出状況一覧」画面を表示させる。
- ③ 「年度」を「2023」、「提出先府省名」を「厚生労働省」として検索する。
- ④ 表示された「ガイドライン報告書提出状況」画面の「ダウンロード」-「様式1」のリンクから様式ファイル（【厚生労働省】体制整備等自己評価チェックリスト.xlsx）をダウンロードする。

(2) チェックリストの提出（e-Rad への様式ファイルのアップロード）方法

- ① ダウンロードのときと同じステップを経て、「ガイドライン報告書提出状況」画面を表示させる。
- ② 表示された「ガイドライン報告書提出状況」画面の「報告書アップロード」のリンクをクリックする。
- ③ 「ガイドライン報告書アップロード」画面の「ガイドライン報告書」-「【厚生労働省】体制整備等自己評価チェックリスト.xlsx」の参照リンクをクリックする。
- ④ 提出用の様式ファイルを選択し、「実行」をクリックする。

※ (1) 及び (2) については、「研究機関事務代表者向け操作マニュアル 12. ガイドライン報

告書編」を参照してください。

※ e-Rad の操作方法については、「e-Rad 操作マニュアル 0. 共通編」を参照してください。

※ 「研究機関事務代表者向け操作マニュアル 12. ガイドライン報告書編」及び「e-Rad 操作マニュアル 0. 共通編」は、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) の画面上部のメニューにある「操作マニュアル」からダウンロードできます。

4. 機関におけるチェックリストの活用等について

未実施の項目がある機関については、現状において、ガイドラインへの対応が十分でないことを認識し、全てのチェック項目が「実施済」となるよう速やかに取り組んでください。

(注) 令和5年度内に体制整備等の終了ができなかった場合は、体制整備に問題のない機関に所属する研究班の研究者への一括計上（研究代表者一括計上又は研究分担者一括計上）による応募について検討してください。

また、全てのチェック項目が「実施済」である機関についても、その状況が今後とも維持継続できるよう取り組むことはもちろんのこと、既存の取組がより実効性のあるものとなるよう、一層の改善を図っていくことが強く期待されます。

5. その他

(1) ガイドライン第7節に定める履行状況調査

厚生労働省では、競争的研究費等の配分を受ける全ての機関のうちから、毎年度定める実施方針等に基づき抽出した機関を対象として、当該機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握するための履行状況調査を行っています。当該調査の対象となった機関には別途ご連絡します。

(2) 問合せ先

【e-Rad への研究機関の登録及び e-Rad の操作方法に関するお問合せ】

ポータルサイト内に掲載されているヘルプデスクにて受け付けています。

ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください

【チェックリストの作成方法等に関するお問合せ】

厚生労働省大臣官房厚生科学課 渡邊、五十嵐

E-mail : kouseikagaku@mhlw.go.jp

※ 問合せは、E-mail でお願いします。